

令和6年4月24日

総務部税務課

担当者 南

内線 3500

外線 225-1271

令和6年度自動車税（種別割）の納期限の変更について

令和6年能登半島地震による甚大な被害状況から、例年5月31日としている自動車税（種別割）の納期限について、令和6年度に限り9月2日（月）とすることとしましたので、お知らせします。

1 対象者

石川・金沢ナンバーの自動車（軽自動車を除く）を所有（または使用）するすべての納税者が納期限変更の対象です。

2 納税通知書の発送時期

納期限の変更に伴い、例年5月に発送している納税通知書を令和6年度に限り、8月上旬に発送します。

3 自動車税専用相談ダイヤルの設置

令和6年能登半島地震により自動車が滅失、損壊した場合の自動車税（種別割・環境性能割）の減免制度に関する問い合わせ等に対応する専用相談ダイヤルを5月8日（水）から設置します。

専用相談ダイヤル（石川県総務部税務課自動車税グループ内）

電話番号 076-225-1298

受付時間 9:00～17:00（土日祝除く）